

全議第 174 号
令和 7 年 8 月 22 日

市議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 丸 子 善 弘

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）

平素より、全国市議会議長会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会はこれまで、厚生年金制度への地方議会議員の加入を実現するため、政府及び与野党に対し要望活動を重ねて参りましたが、残念ながら今日に至るまで制度改正に結び付いていない状況にあります。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題であります。

また、令和 5 年 4 月の統一地方選挙では、無投票当選者の割合が高まるなど、特に小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化しており、今後、人口減少の加速化や超高齢化の進展などにより、議員のなり手不足が多くのに広がるのが危惧されております。

こうした中、今日では就業者の 9 割を会社員等の被用者が占めており、市議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されています。会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動が続けることができる環境を整えることは、多様な人材の市議会への参画を促す上でも重要な課題であります。

各市区議会におかれましては、これまでも厚生年金への加入実現を求める意見書等の採択に向け、ご尽力をいただいているところでありますが、令和 7 年 7 月 10 日現在で、市区議会における意見書の採択状況は 554 市区議会（採択率 68.0%：別紙 1 参照）に止まり、都道府県議会、町村議会のように 7 割を超えるまでには至っておりません。

公的年金制度については、近年、厚生年金の適用拡大が進められており、先の通常国会でもこれまで厚生年金適用の要件であった賃金要件（月額 8.8 万円以上）と企業規模要件（51 人以上）を撤廃すること等を内容とする年金制度改革法が令和 7 年 6 月 13 日に成立しています。厚生年金への地方議会議員の加入は、こうした適用拡大の流れにも沿ったものであると考えています。

令和7年4月21日付け全議第31号「自由民主党「総務部会・地方行政調査会・地方議会の課題に関するPT合同会議」三議長会ヒアリングを受けての対応について（依頼）」にてご案内のとおり、令和7年4月15日に開催された会議において、島尻安伊子総務部会長から「地方議員の処遇についての検討を進めていきたい」旨の発言があったことから、今後、厚生年金加入を含めた地方議員の処遇についての議論が本格化していくことが見込まれます。

本会としては、こうした機会を捉えて、全国都道府県議会議長会と全国町村議会議長会とも連携しながら関係各所に要望活動を行う予定としておりますが、実効性の高い要望活動とするためには、より多くの市区議会において意見書等を採択していただく必要があります。

意見書等を未採択の議会におかれては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、なるべく早期に意見書可決のうえ、国会や関係行政庁にご提出いただきますようお願い申し上げます。なお、諸般の事情により意見書の採択が困難な市区議会におかれましては、決議の採択についてご検討下さるようお願い申し上げます（意見書及び決議の案文は添付資料参照）。

【問合せ先】

全国市議会議長会
政務第一部 千葉・内田
TEL 03-3262-5235
nenkin@si-gichokai.gr.jp

添付資料

別紙 1 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の可決状況

令和 7 年 7 月 10 日現在の意見書等の可決状況です。

別紙 2 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

令和 5 年 11 月 22 日付け全議 K 第 11 号「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）」にてご依頼申し上げた際にお示しした意見書の案文です。

別紙 3 多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書（案）

令和 6 年 4 月 4 日付け事務連絡「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況について」にてお示しした意見書（兵庫県明石市議会・加古川市議会）を基に作成した意見書の案文です。

別紙 4 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

別紙 2 の意見書（案）に、議員のなり手不足が懸念される状況にはない議会であっても、地方議会全体として一丸となって取り組むべきものであるとの趣旨を加えた意見書の案文です。

※令和 7 年 2 月 28 日付け全議第 448 号「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の早期採択について（依頼）」にて送付済み

別紙 5 多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書（案）

別紙 3 の意見書（案）に、議員のなり手不足が懸念される状況にはない議会であっても、地方議会全体として一丸となって取り組むべきものであるとの趣旨を加えた意見書の案文です。

※令和 7 年 2 月 28 日付け全議第 448 号「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の早期採択について（依頼）」にて送付済み

別紙 6 厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）

別紙 2 の意見書（案）を基に作成した決議の案文です。

※令和 5 年 11 月 22 日付け全議 K 第 11 号「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）」にて送付済み

別紙 7 多様な人材の地方議会への参画促進を求める決議（案）

別紙 3 の意見書（案）を基に作成した決議の案文です。

別紙 8 厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）
別紙 4 の意見書（案）を基に作成した決議の案文です。 ※令和 7 年 2 月 28 日付け全議第 448 号「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の早期採択について（依頼）」にて送付済み
別紙 9 多様な人材の地方議会への参画促進を求める決議（案）
別紙 5 の意見書（案）を基に作成した決議の案文です。 ※令和 7 年 2 月 28 日付け全議第 448 号「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の早期採択について（依頼）」にて送付済み
別紙 10 参考資料 厚生年金への地方議会議員の加入にかかる基本的な論点
厚生年金への地方議会議員の加入に関する参考資料です。

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の可決状況

令和7年7月10日現在

部会名	都道府県名	全市 区数	可決 市区数	可決市区名	採択率%
北海道 (34/35)	北海道	35	34	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、苫小牧、稚内、美唄、 芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、千歳、滝川、砂川、歌志内、深川、富良野、 登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗	97.1
東北 (56/77)	青森県	10	10	弘前、青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川	100.0
	岩手県	14	10	盛岡、大船渡、花巻、北上、一関、陸前高田、釜石、八幡平、奥州、滝沢	71.4
	宮城県	14	10	仙台、石巻、塩竈、気仙沼、白石、角田、多賀城、岩沼、栗原、富谷	71.4
	秋田県	13	6	秋田、大館、由利本荘、大仙、北秋田、仙北	46.2
	山形県	13	11	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、天童、東根、尾花沢、南陽	84.6
	福島県	13	9	福島、会津若松、郡山、いわき、白河、喜多方、二本松、田村、伊達	69.2
北信越 (56/69)	新潟県	20	15	新潟、長岡、上越、三条、柏崎、小千谷、加茂、十日町、村上、燕、妙高、佐渡、阿賀野、魚沼、胎内	75.0
	富山県	10	10	富山、高岡、射水、魚津、氷見、滑川、黒部、砺波、小矢部、南砺	100.0
	石川県	11	11	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、羽咋、白山、かほく、能美、野々市	100.0
	福井県	9	5	福井、越前、大野、勝山、あわら	55.6
	長野県	19	15	長野、松本、岡谷、諏訪、須坂、小諸、伊那、駒ヶ根、中野、大町、飯山、茅野、塩尻、佐久、千曲	78.9
関東 (126/216)	東京都	49	26	八王子、青梅、府中、昭島、調布、町田、小金井、日野 [※] 、国分寺、国立、福生、狛江、東大和、 清瀬、東久留米、稲城、羽村、あきる野、墨田 [※] 、目黒、渋谷、北、荒川、練馬、葛飾、江戸川	53.1
	神奈川県	19	9	横浜、川崎、相模原、横須賀、平塚、藤沢、茅ヶ崎、逗子、南足柄	47.4
	山梨県	13	9	甲府、韮崎、南アルプス、甲斐、笛吹、北杜、上野原、山梨、甲州	69.2
	茨城県	32	30	水戸、日立、土浦、古河、石岡、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、北茨城、笠間、取手、 つくば、ひたちなか、鹿嶋、潮来、守谷、常陸大宮、那珂、筑西、坂東、稲敷、かすみがうら [※] 、神栖、 行方、桜川、鉾田、小美玉	93.8
	栃木県	14	12	宇都宮、足利、栃木、佐野、鹿沼、小山、真岡、大田原、矢板、那須塩原、さくら、下野	85.7
	群馬県	12	7	高崎、桐生、太田、館林、藤岡、安中、みどり	58.3
	埼玉県	40	20	さいたま、熊谷、行田、秩父、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、鴻巣、上尾、戸田、朝霞、新座、 桶川、北本、八潮、坂戸、幸手、日高	50.0
	千葉県	37	13	千葉、銚子、松戸、佐倉、勝浦、市原、八千代、鴨川、八街、白井、南房総、山武、いすみ	35.1
東海 (50/96)	静岡県	23	3	静岡、御殿場、湖西	13.0
	愛知県	38	24	豊橋、岡崎、一宮、瀬戸、半田、豊川、春日井、津島、碧南、豊田、安城、西尾、江南、稲沢、東海、 知立、豊明、田原、愛西、清須、北名古屋、弥富、みよし、長久手	63.2
	三重県	14	10	津、四日市、伊勢、桑名、伊賀、名張、尾鷲、亀山、熊野、いなべ	71.4
	岐阜県	21	13	岐阜、大垣、関、中津川、羽島、瑞浪、恵那、土岐、各務原、山県、瑞穂、本巣、海津	61.9
近畿 (53/111)	大阪府	33	7	吹田、高槻、貝塚、河内長野、和泉、門真、四條畷	21.2
	京都府	15	8	福知山、舞鶴、綾部、宮津、亀岡、八幡、京丹後、南丹	53.3
	滋賀県	13	5	大津、栗東、湖南、高島、長浜	38.5
	兵庫県	29	22	神戸、姫路、明石、西宮、洲本 [※] 、芦屋、伊丹、相生、豊岡、加古川、たつの、赤穂、三木、川西、 三田、加西、丹波篠山、養父、丹波、南あわじ、朝来、宍粟	75.9
	奈良県	12	8	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城、宇陀	66.7
	和歌山県	9	3	和歌山、有田、紀の川	33.3
中国 (46/54)	鳥取県	4	4	鳥取、米子、倉吉、境港	100.0
	島根県	8	7	松江、浜田、出雲、大田、安来、江津、雲南	87.5
	岡山県	15	12	岡山、津山、笠岡、井原、総社、高梁、新見、備前、赤磐、真庭、美作、浅口	80.0
	広島県	14	14	広島、尾道、呉、福山、三原、三次、府中、庄原、大竹、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島	100.0
	山口県	13	9	下関、宇部、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢、山陽小野田	69.2
四国 (33/38)	徳島県	8	7	徳島、鳴門、阿南、吉野川、美馬、阿波、三好	87.5
	香川県	8	8	高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、東かがわ、三豊	100.0
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予	81.8
	高知県	11	9	高知、宿毛、安芸、土佐清水、土佐、室戸、南国、四万十、香南	81.8
九州 (100/119)	福岡県	29	13	北九州、久留米、飯塚、嘉麻、行橋、中間、小郡、春日、糸島、古賀、うきは、宮若、那珂川	44.8
	佐賀県	10	10	佐賀、唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、武雄、多久、小城、嬉野、神埼	100.0
	長崎県	13	11	長崎、佐世保、諫早、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、西海、雲仙、南島原	84.6
	熊本県	14	14	熊本、八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、上天草、宇城、阿蘇、合志	100.0
	大分県	14	14	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、津久見、竹田、豊後高田、杵築、宇佐、豊後大野、由布、国東	100.0
	宮崎県	9	9	宮崎、都城、延岡、日南、小林、日向、串間、西都、えびの	100.0
	鹿児島県	19	19	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、枕崎、いちき串木野、阿久根、指宿、出水、伊佐、南さつま、霧島、 西之表、垂水、日置、曾於、志布志、南九州、始良	100.0
	沖縄県	11	10	那覇、石垣、沖縄、宜野湾、名護、糸満、豊見城、うるま、宮古島、南城	90.9
合 計		815	554		68.0

※の市については、厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議を可決したもの

採択率68.0%(554/815)

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の 9 割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿

参議院議長 〇〇 〇〇 殿

内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿

内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

財務大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書（案）

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このため、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を促進し、議会を活性化することは、多くの地方議会に共通の緊要な課題となっている。

しかしながら、最近の地方選挙においては、女性議員の躍進が見られる一方で、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している。安心して議員に立候補し、議員活動が続けることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
- 2 立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長	〇〇	〇〇	殿
参議院議長	〇〇	〇〇	殿
内閣総理大臣	〇〇	〇〇	殿
内閣官房長官	〇〇	〇〇	殿
総務大臣	〇〇	〇〇	殿
財務大臣	〇〇	〇〇	殿
厚生労働大臣	〇〇	〇〇	殿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方で、議員のなり手不足については、全国町村議会議長会の調査によると、今後の選挙において3分の1を超える町村議会が無投票となる可能性を指摘する報告もあり、小規模の市議会などにおいても無投票が増えることが危惧され、民主主義の根幹を揺るがす問題となっている。

そのような中、就業者の9割を会社員等の被用者が占める今日において、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

本市(区)議会では、現在のところ議員のなり手不足が懸念される状況にはないが、この問題は真に困っている議会を助け、我が国の地方自治を守るという視点からも地方議会が一丸となって取り組むべきものである。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書（案）

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このため、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を促進し、議会を活性化することは、多くの地方議会に共通の緊要な課題となっている。

しかしながら、最近の地方選挙においては、女性議員の躍進が見られる一方で、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している。

特に、議員のなり手不足については、全国町村議会議長会の調査によると、今後の選挙において3分の1を超える町村議会が無投票となる可能性を指摘する報告もあり、小規模の市議会などにおいて無投票が増えることが危惧され、民主主義の根幹を揺るがす問題となっている。

本市(区)議会では、現在のところ議員のなり手不足が懸念される状況にはないが、安心して議員に立候補し、議員活動が続けられることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられることから、地方議会が一丸となって取り組むべきものである。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
- 2 就業者の9割を会社員等の被用者が占める現状に鑑み、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

〇〇市(区)議会

多様な人材の地方議会への参画促進を求める決議（案）

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このため、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を促進し、議会を活性化することは、多くの地方議会に共通の緊要な課題となっている。

しかしながら、最近の地方選挙においては、女性議員の躍進が見られる一方で、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している。安心して議員に立候補し、議員活動が続けることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
- 2 立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上、決議する。

令和 年 月 日

〇〇市(区)議会

厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方で、議員のなり手不足については、全国町村議会議長会の調査によると、今後の選挙において3分の1を超える町村議会が無投票となる可能性を指摘する報告もあり、小規模の市議会などにおいても無投票が増えることが危惧され、民主主義の根幹を揺るがす問題となっている。

そのような中、就業者の9割を会社員等の被用者が占める今日において、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

本市(区)議会では、現在のところ議員のなり手不足が懸念される状況にはないが、この問題は真に困っている議会を助け、我が国の地方自治を守るという視点からも地方議会が一丸となって取り組むべきものである。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

多様な人材の地方議会への参画促進を求める決議（案）

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このため、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を促進し、議会を活性化することは、多くの地方議会に共通の緊要な課題となっている。

しかしながら、最近の地方選挙においては、女性議員の躍進が見られる一方で、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している。

特に、議員のなり手不足については、全国町村議会議長会の調査によると、今後の選挙において3分の1を超える町村議会が無投票となる可能性を指摘する報告もあり、小規模の市議会などにおいて無投票が増えることが危惧され、民主主義の根幹を揺るがす問題となっている。

本市(区)議会では、現在のところ議員のなり手不足が懸念される状況にはないが、安心して議員に立候補し、議員活動が続けることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられることから、地方議会が一丸となって取り組むべきものである。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
- 2 就業者の9割を会社員等の被用者が占める現状に鑑み、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上、決議する。

令和 年 月 日

参考資料

**厚生年金への地方議会議員の加入にかかる
基本的な論点**

令和 7 年 8 月
全国市議会議長会

問1 議員年金制度の廃止から厚生年金加入に向けた検討の経緯如何。

地方議会議員年金制度は、市町村合併の急速な進展による議員数の削減に加え、行政改革に伴う議員定数及び報酬の削減などによる財政状況の悪化により、持続的な制度として存続していくことが困難となり、平成23年6月1日に制度が廃止されました。

国会においては、制度廃止法案の委員会採決に際し、衆、参両議院の総務委員会で全会一致により、「地方議会議員年金制度廃止後、概ね一年を目途として、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が可決されています。

附帯決議を受けて、政府においては、総務省自治行政局公務員部が平成24年4月11日に「地方議会議員の新たな年金のあり方に関する検討報告」を取りまとめています。

一方、与党においては、平成26年4月8日に「参議院自由民主党議員年金に関するプロジェクトチーム」が、平成27年2月13日には自由民主党総務部会のもとに「地方議員年金検討プロジェクトチーム」が設置され、その後、平成31年3月8日に自由民主党総務部会のもとに新たなPTとして「地方議会の課題に関するプロジェクトチーム」が設置され、検討が続けられてきましたが、現在に至るまで地方議会議員の年金にかかる法案の国会提出には至っておりません。

「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(抄)

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。(一・三 略)

二 地方議会議員年金制度の廃止後、概ね1年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

<平成23.4.28 衆議院総務委員会 平成23.5.19 参議院総務委員会>

厚生年金への加入に向けた検討

- 平成 23 年 6 月 1 日 地方議会議員年金制度の廃止
- 平成 24 年 4 月 11 日 総務省自治行政局公務員部が「地方議会議員の新たな年金のあり方に関する検討報告」を取りまとめ
- 平成 26 年 4 月 8 日 参議院自由民主党議員年金に関する P T 設置
- 平成 27 年 2 月 13 日 自由民主党総務部会に地方議員年金検討 P T 設置
- 平成 29 年 7 月 6 日 地方議員年金検討 P T において「地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法改正案」を了承
- ・ 地方議会議員を職員とみなし、共済組合に加入して厚生年金被保険者の資格を取得する内容の改正案を了承
- 平成 30 年 4 月 13 日 自由民主党総務部会で「地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法改正案」を審議
- ・ 一部の国会議員から強い反対の声があがり、改正案の国会提出には至らなかった
- 平成 31 年 3 月 8 日 自由民主党総務部会に地方議会の課題に関する P T 設置
- 令和元年 9 月 10 日 自由民主党総務部会において、厚生年金への地方議会議員の加入について「衆参両院の附帯決議の趣旨を尊重しつつ、厚生年金の適用拡大の状況も勘案しながら、引き続き議論を継続すべきである」とした「今後、地方議会の課題に関する P T において検討すべき主な事項」を取りまとめ
- 令和 3 年 4 月 7 日 自由民主党総務部会・地方議会の課題に関する P T 合同会議において、P T が取りまとめた「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」を了承
- ・ 地方議会議員の厚生年金加入については、「各党・各会派による協議を行い、協議が整ったものについて、議員立法等による対応が考えられるもの」のひとつとして、「厚生年金の適用拡大の状況も勘案しながら検討すべきである」とされた

令和 7 年 4 月 15 日 自由民主党総務部会・地方行政調査会・地方議会の課題に関する P T 合同会議において、総務部会長から「地方議会の課題に関する P T において、地方議会議員の処遇についての検討を進めていきたい」旨の発言・地方議会の課題について三議長会からヒアリングを実施

問2 厚生年金への地方議会議員の加入を求める必要性如何。

地方分権が進み、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の果たすべき役割と責任は、重要性を増しています。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、地方議会には多様化する民意の集約と行政への反映が期待されています。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題です。

今日、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、市議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されています。

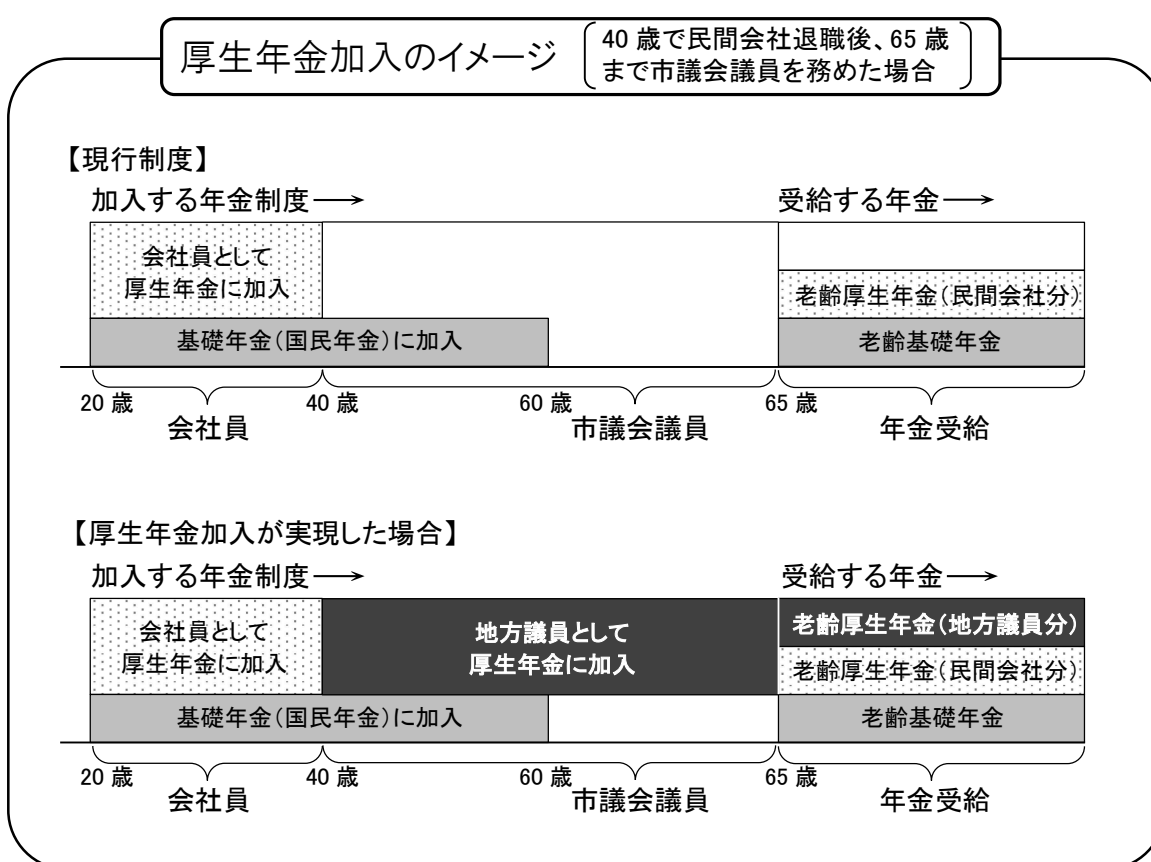
会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることとなれば、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補できます。

議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様な人材の市議会への参画を促す上でも重要な課題であると考えます。

問3 廃止された議員年金制度を復活させようとするものではないか。

厚生年金に地方議会議員が加入することは、首長や地方自治体職員と同様に、一般の会社員と同じ厚生年金に加入できるようにするものです。

地方議会議員のみを対象とした旧地方議会議員年金制度の復活を求めるものではなく、地方議会議員のみの新たな特別な制度の創設を求めるものでもありません。



問4 現行の厚生年金制度と年金制度改革の動向如何。

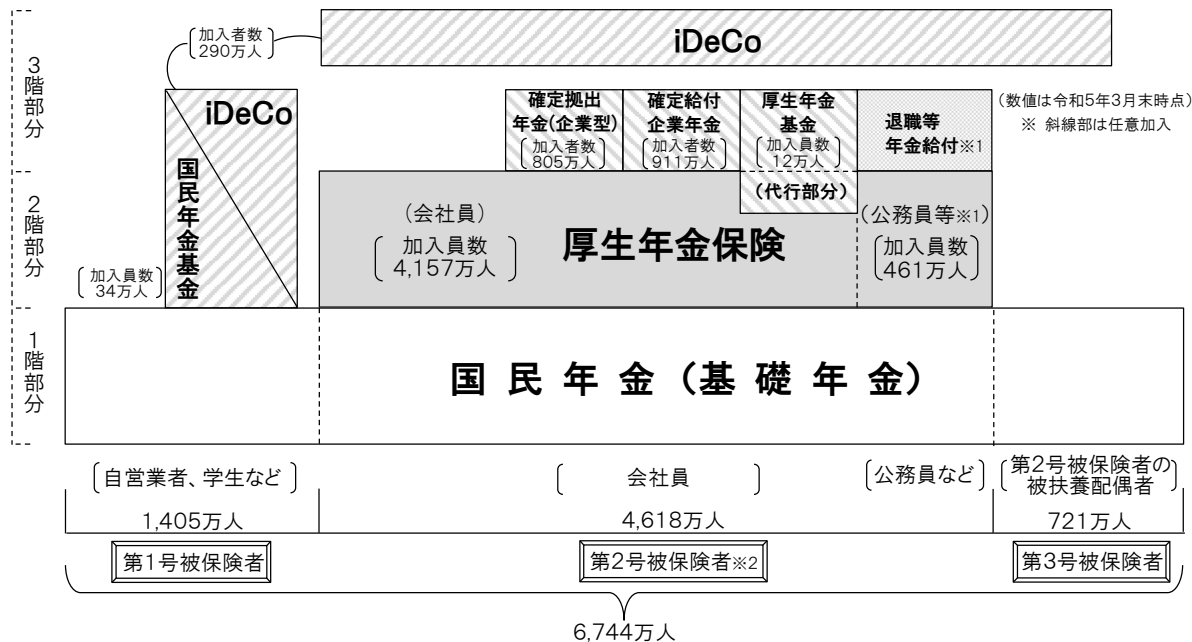
現行の年金制度においては、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受けます(1階部分)。また、会社員や公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受けます(2階部分)。

公的年金加入者数約6,745万人のうち、厚生年金被保険者は約4,672万人であり、公的年金加入者の約69.3%が厚生年金に加入しています(令和6年3月末時点)。

公的年金制度は長期的な制度であることから、社会・経済の変化を踏まえ、5年ごとに財政検証が行われており、財政検証の結果を基に年金制度改革が行われます。

直近では、令和6年に行われた財政検証結果を踏まえ、「被用者保険の適用拡大」等の内容とする年金制度改革法が令和7年6月13日に成立しています。

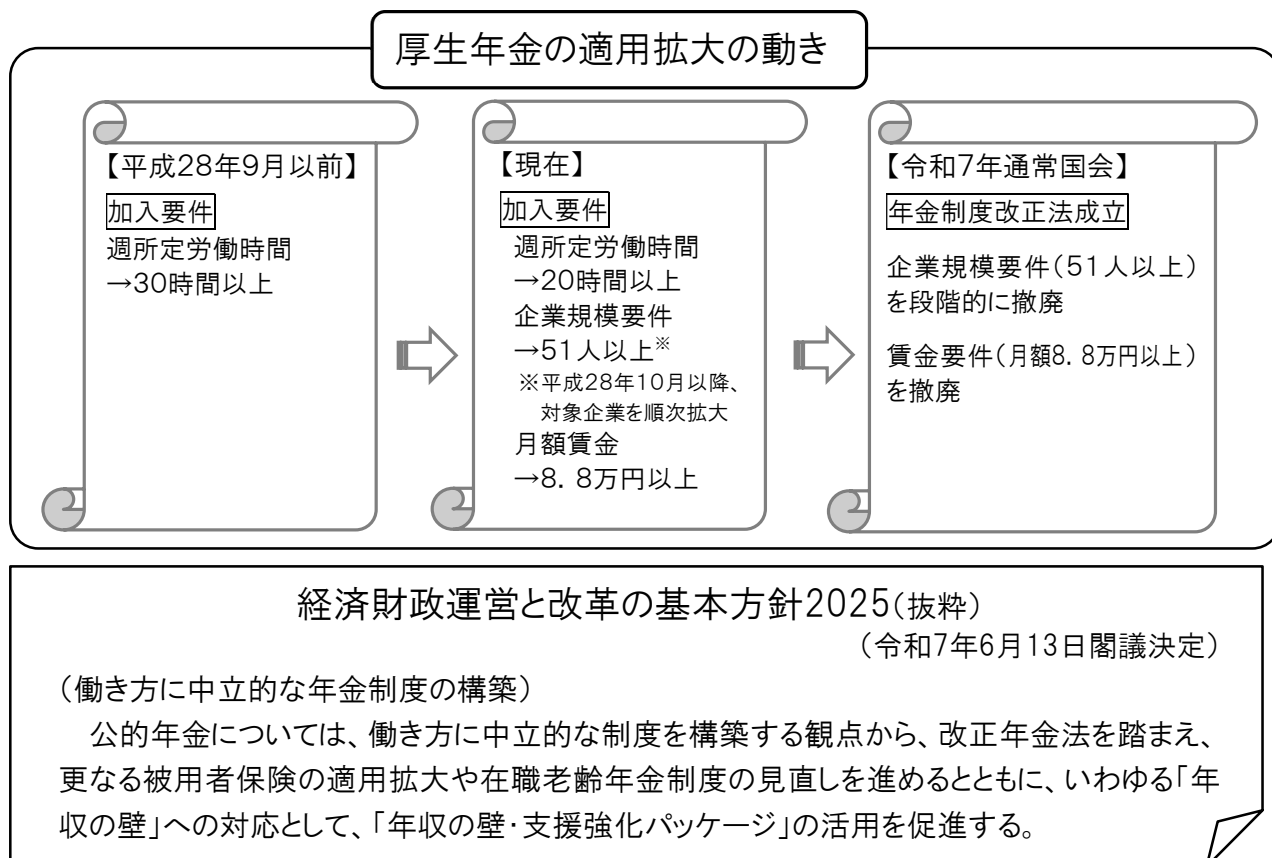
〔現行の年金制度〕



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のこと(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

出典:厚生労働省年金局「年金制度基礎資料集」(令和6年7月)

〔年金制度改正の動向〕



問5 現在の地方議会議員の年金はどのようなになっているのか。

現在、地方議会議員は、自営業者や学生などと同じく1階部分の国民年金にのみ加入することとなっているので、兼業先で厚生年金に加入している場合を除いて議員在職期間中にかかる年金としては、国民年金しか支給されません。

問6 地方議会議員が厚生年金に加入すると、新たな公費負担が発生するのではないか。

厚生年金に地方議会議員が加入した場合、政府の国会答弁(令和元年11月19日 衆議院総務委員会)によれば、都道府県、市区町村全体で毎年度約160億円の公費負担が生じることが見込まれます。

しかし、この公費負担は、厚生年金制度上の事業主としての負担であり、従来から首長や地方自治体職員に対して行われているものと同様に地方財政措置がなされると考えられます。

問7 地方議会議員が厚生年金に加入すると、年金保険料はどのくらいになるのか。

厚生年金に加入した場合、保険料は月ごとの報酬に対して定率（令和4年度末で 18.3%）となっていて、事業主（勤務先）が保険料の半額を負担します（労使折半）。報酬月額ごとの保険料は、以下のとおりとなります。

報酬月額	厚生年金保険料（年額）	
	議員負担	事業主負担
25 万円	38.4 万円	38.4 万円
40 万円	60.8 万円	60.8 万円
60 万円	88.4 万円	88.4 万円

※保険料の算出にあたっては、厚生年金の保険料率を 18.3%（議員負担 9.15%、事業主負担 9.15%）とし、期末手当の額を議員報酬月額の 4.3 月分として算出している

問8 地方議会議員が厚生年金に加入すると、将来、年金はどのくらい受け取れるのか。

老齢厚生年金の受給額は、報酬月額と加入期間によって異なります。大まかには以下ようになります。

報酬月額	老齢厚生年金の受給額（年額）		
	1 期（4 年）加入	2 期（8 年）加入	3 期（12 年）加入
25 万円	9.2 万円	18.4 万円	27.6 万円
40 万円	14.6 万円	29.1 万円	43.7 万円
60 万円	21.2 万円	42.4 万円	63.5 万円

※老齢厚生年金の受給額の算出にあたっては、期末手当の額を議員報酬月額の 4.3 月分とし、賃金水準等を補正する係数である再評価率を 1.00 として試算している

※上記老齢厚生年金の受給額とは別に、老齢基礎年金 831,700 円（令和7年4月分からの年金額・満額）を受給できる

問9 地方議会の意見書等の可決状況如何。

令和7年7月10日現在、全都道府県、市区町村1,788団体のうち、1,294団体の議会において「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」等が可決されています。

都道府県、町村では7割を超える議会で意見書が可決されている一方で、市区において意見書等を可決している議会は、この2年間で大きく伸びていますが、7割には届いていません。

「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」等の可決状況

令和7年7月10日現在

○ 都道府県議会	34道府県 (72.3%)	} 1,294団体 (72.4%)
○ 市区議会	554市区 (68.0%)	
○ 町村議会	706町村 (76.2%)	